

土地利用事業等に関する指導要綱

関 係 資 料

(平成14年4月1日改正)

松 崎 町

目 次

1	松崎町土地利用事業等に関する指導要綱	1
2	別 表 第1 一般基準及び個別基準	7
	第2 一般 基 準	7
	第3 個 別 基 準	10
	1 別 莊 地	10
	2 住 宅 地	15
	3 マンション	19
	4 工 場	24
	5 研修・研究施設等	28
	6 ゴルフ場	33
	7 墓 園	38
	8 リゾート関連施設等	42
	9 土石の採取、捨土、産業廃棄物による埋立	47
	10 その他施設	47
3	別記1 流量計算：調整池設計基準	48
4	別記2 流出土砂：砂防施設設計基準	55
5	様 式 (実施計画承認申請等)	65
6	申請書類等の標準作成要領	81
	第1 実施計画書（設計説明書）の作成要領	81
	第2 実施計画書（設計説明書）の添付図面等	96
	第3 事前協議書の作成要領	99
	第4 事前協議書の添付図面等	105
	第5 変更計画書の設計説明書	106
	別紙1 土地取得調書等の添付書類	108
7	環境影響調査要領	116
8	松崎町産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱等	118
9	松崎町土地利用対策委員会設置規程	132
10	そ の 他	134
	(1) 適用除外となる公社、公団等	134
	(2) 都市下水路設計基準	135

松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松崎町の自然環境の保全を基調とし、人と自然との調和ある土地利用を図り、町民生活優先の快適な町づくりをめざすため、松崎町における土地利用事業及び建築物の建築に関し、必要な基準を定め、その適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保に努め、もつて町土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設、若しくは墓園等の建設又は土石の採取の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更及び捨土、産業廃棄物による埋立等の目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- (2) 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (3) 施行区域 土地利用事業又は建築物の建築(以下「土地利用事業等」という。)を行う土地の区域をいう。
- (4) 事業者 土地利用事業等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (5) 工事施工者 土地利用事業等に関する工事の請負人をいう。
- (6) 公共施設 道路、公園、上下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (7) 公益的施設 教育、医療、交通、購買、行政、集会、福祉、保安、文化、通信、サービス及び管理の施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は次に掲げる土地利用事業等に適用する。

- (1) 施行区域の面積が2,000平方メートル以上の土地利用事業、ただし、前条第1号に規定する産業廃棄物の埋立の目的で行う土地利用事業の場合は施行区域の面積が1,000平方メートル以上のもの。
- (2) 同一の事業者が、一定区域内において連続して事業を行い前号に規定する面積に

達するもの。

(3) 中高層等建築物の建築は次に掲げるいずれかに該当する事業に適用する。

ア 建築物の高さが、4階建以上又は平均地盤面から15メートル以上のもの

イ 建築物1棟の延床面積が1,000平方メートル以上のもの

(4) 前各号に規定するもののほか、町長が特に住民の福祉及び自然環境の保全のため必要と認める土地利用事業等。

(適用の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、町長が公益上必要と認める土地利用事業等については適用しない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、土地利用事業等の施行に当たつて、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、県及び町の土地利用計画、総合計画等との整合性を図るほか、県及び町が実施する土地利用事業等に関する施策に協力しなければならない。

(土地利用事業等の計画の基準)

第6条 事業者は、土地利用事業等に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。

(承認の申請)

第7条 第3条に該当する土地利用事業等を施行しようとする事業者は、法令（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、温泉法（昭和23年法律第125号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）を除く。）に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第1号による実施計画承認申請書を町長に提出しなければならない。

(工事完成保証人)

第8条 事業者は、第7条第1項の承認の申請をするに当たつて、当該事業者が施行しようとする土地利用事業等に関する工事のうち町長が必要と認める工事について工事の完成を保証する者（以下「工事完成保証人」という。）を立てなければならない。

2 工事完成保証人は、第19条に規定する協定の履行についても、その責めを負うものとする。

(承認の基準及び条件)

第9条 町長は、第7条第1項の承認の申請に係る土地利用事業等に関する計画が別表に定める基準に適合しないと認めるときは、同項の承認をしないものとする。

2 町長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、第7条第1項の承認に条件を付することができる。

(承認の効力)

第10条 第7条第1項の承認は、事業者が同項の承認に係る土地利用事業等に関する工事に着手（第16条第3号の規定による防災工事の着手の届出書の提出をいう。第3項において同じ。）しないまま2年を経過したときは、その効力を失う。

- 2 前項の期間の計算方法は、承認のあった日の翌日から起算し、起算日に応当する日の属する月の末日をもって満了する。
- 3 事業者は、第1項の期間内に第7条第1項の承認に係る土地利用事業等に関する工事の着手をしないことにつき、事業者の責めに帰することのできない特別の理由があるときは、様式第2号による工事着手遅延理由書を町長に提出することができる。
- 4 前項の理由書の提出があった場合において、町長がその理由がやむを得ないと認めたときの第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「2年に2年を限度として町長が認める期間を加えた期間」とする。

(事前協議)

第11条 5ヘクタール以上の一団の土地について、事業者が土地利用事業等を施行しようとするときは、第7条第1項の承認の申請に先立って、当該土地利用事業等に関する計画について、町長に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 前項の規定による協議の申し出をしようとする事業者は、様式第3号による事前協議申出書を町長に提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の同意があった日から2年以内に第7条第1項の承認の申請をすることができないときは、その理由を町長に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による報告は、様式第4号による経過報告書によって行うものとする。
- 5 第1項の規定による町長の同意を得た土地利用事業等について、当該同意の日から3年を経過した後、第7条第1項の規定による承認を受けようとする事業者は、新たに第1項の規定による町長の同意を得なければならない。
- 6 前項の期間の計算方法は、前条第2項の規定を準用する。
- 7 第9条の規定は、町長が第1項の同意をする場合について準用する。

(環境影響評価等)

第12条 事業者は、その実施しようとする土地利用事業等が静岡県環境影響評価要綱（平成4年静岡県告示第634号）第2条第2項の対象事業に該当するときは、同要綱に規定する手続きを実施しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、事業者は、同項の手続きを実施するほか、前条第1項の事前協議の際、災害の防止に関する事項その他この要綱の目的の達成のために町長が必要と認める事項について調査しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める土地利用事業等については、事業者は、第7条第1項の承認の申請又は前条第1項の事前協議の際、災害の防止及び環境の保全に関する事項その他この要綱の目的の達成のために町長が必要と認める

事項について調査しなければならない。

(利害関係人との協議、同意等)

第13条 事業者は、次に掲げる利害関係者と事前に協議し、問題解決を図り、事前協議の場合は別紙8、承認申請の場合は別紙9による同意書をそれぞれ申請時に町長に提出しなければならない。なお、その同意は代表者をもって代えることができる。

(1) 施行区域が所在する地元区

(2) 計画建物から水平距離で建物の高さの2倍の範囲内にある土地、家屋、所有者及び居住者

(3) 施行区域からの排水、土砂等により影響を受けると認められる農漁業関係団体等

(4) 眺望、風害、日照、電波障害等について著しい影響をうけると町長が認める者

(5) その他、土地利用事業等の施行により特に影響を受けると町長が認める者

2 事業者は、事業に起因して与えた損害については、その責めを負わなければならぬ。

(地位の承継)

第14条 次に掲げる土地利用事業等について事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者は、あらかじめ、様式第5号による地位承継承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第7条第1項の承認を受けた事業

(2) 第7条第2項の申請をした事業

(3) 第11条第1項の同意を得た事業

2 前項各号に掲げる土地利用事業等の事業者の相続人その他一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継する。

3 前項の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、様式第6号による地位承継届を町長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第15条 事業者は、土地利用事業等の工事完了前において、施行区域の面積又は工事の設計内容を変更しようとするときは、様式第7号による変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(届出)

第16条 事業者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。

様式第8号

(2) 工事施工者を変更したとき。

様式第9号

(3) 防災工事に着手しようとするとき、又はその工事が完了したとき。

様式第10号

(4) 防災工事以外の工事に着手しようとするとき、若しくはその工事

を再開しようとするとき。

様式第11号

(5) 事業を廃止しようとするとき。

様式第12号

(関連公共施設の整備)

第17条 土地利用事業等の施行に関連して必要となる公共施設は、原則として事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

2 前項の規定により整備された公共施設は、原則として事業者の責任において管理するものとする。

(会員等の募集)

第18条 土地利用事業等の施行によって設置される施設を他の一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することのできる権利を有することとなる者の募集（以下「会員の募集」という。）は、第7条第1項の承認を受けた後でなければならない。

2 事業者は、会員等の募集をしようとするときは、あらかじめ、様式第13号による会員等の募集届を町長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第19条 町長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、事業者との間に協定を締結するものとする。

(1) 工事の施工方法又は防災工事の施工を確保するための措置

(2) 自然環境又は生活環境の保全等

2 町長は、前項各号に規定する事項及び土地利用事業等に起因して発生する災害に対処するための災害補償等に関する事項について、事業者との間に協定を締結するものとする。

(調査)

第20条 町長は、この要綱の施行のため必要な限度において、土地利用事業等に関する土地その他の物件又は工事の状況を調査することについて、協力を求めることができる。

2 前項の調査は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 第7条第1項の承認の申請、第11条第1項の協議の申出又は第15条の承認の申請があったとき。

(2) 防災工事の施工中又はその工事が完了したとき。

(3) 防災工事以外の工事の施工中又はその工事が完了したとき。

(4) その他町長が特に必要と認めるとき。

(報告、勧告等)

第21条 町長は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業等に関し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による勧告又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告又は助言を受けた者に対し、その勧告又は助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。
- 3 前項の報告は、様式第14号による是正報告書によって行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年12月20日から施行する。
- 2 松崎町土地利用対策委員会設置要綱（昭和48年松崎町要綱第4号）は、廃止する。
- 3 この要綱施行前に、改正前の松崎町土地利用対策委員会設置規程第6条第1項の規定によりなされた事業計画及び松崎町土地利用対策委員会運営要領第3条の規定によりなされた事前審査の申出で、この要綱の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に、改正前の松崎町土地利用事業の適正化に関する指導要綱第8条第1項の規定によりなされた承認申請及び同要綱第12条第1項の規定によりなされた事前協議の申出で、この要綱の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 松崎町土地利用対策委員会設置要綱（平成2年松崎町要綱第4号）は、廃止する。
- 3 この要綱施行前に、改正前の松崎町土地利用対策委員会設置規程第6条第1項の規定によりなされた事業計画及び松崎町土地利用対策委員会運営要領第3条の規定によりなされた事前審査の申出で、この要綱の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

第1 一般基準及び個別基準

土地利用事業等の基準は、一般基準及び個別基準とする。

第2 一般基準

土地利用事業等の一般基準は、次に掲げるとおりとする。

1 土地利用事業等は、県及び町の土地利用基本計画及び松崎町総合計画の趣旨に沿つて立地されるものであって、次に掲げる地域ごとの承認の基準に適合するものであること。

(1) 農業地域

農用地区域

土地利用事業等の施行は、原則として認めないものとする。

(2) 森林地域

ア 保安林及び保安施設地区

土地利用事業等の施行は、原則として認めないものとする。

イ 保安林及び保安施設地区以外の森林地区

次に掲げる森林の区域内における土地利用事業等の施行は、極力これらの森林の区域外に指向させるものとする。

(ア) 地域森林計画において、樹根及び表土の保全に特に留意すべきものとして定められている森林

(イ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

(ウ) 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に保健保全機能を高度に發揮させる必要があるものとして定められている森林

(エ) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林

(オ) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

(3) 国立公園地域

第2種特別地域及び第3種特別地域

土地利用事業等の施行は、原則として認めないものとする。

(4) 上記の3地域のうち、前各号に掲げる地域以外の地域

県及び町の土地利用基本計画及び松崎町総合計画の趣旨に沿った土地利用事業等以外の土地利用事業等の施行は、原則として認めないものとする。

2 施行区域内には、次に掲げる地域を含まないこと。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域。ただし、農用地区域内における土石の採取等を目的とする土地利用事業で、おおむね2年以内に農地に復元できるものは除く。

(2) 烏獣保護法及び狩猟に関する法律に基づく特別保護地区。

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）に基づく指定文化財の所在する地域。ただし、風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿つて認められる事業にあっては、この限りでない。

(4) 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域

3 施行区域内には、原則として次に掲げる区域を含まないこと。

(1) 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地、集団的に存在している農地及び農業生産力の高い農地

(2) 林道整備等の林業公共投資の受益地

(3) 県営林、国営林

(4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域

4 施行区域内の土地については、施行区域内の民有地の面積の100パーセントについて地権者の同意が得られていること。ただし、町長が必要と認める場合には、第7条第1項及び第15条の承認の申請時に施行区域内の民有地（農地を除く。）の面積の100パーセントについて、所有権、賃借権、地上権等の当該土地を正当に使用することができる権利が取得されていること。

5 第7条第1項の承認の申請に係る土地利用事業等に関する工事は、原則として、同項の承認後5年以内に完了すること。

第3 固定別荘地

別荘地（常時居住の用に供しない住宅で、主として保養の目的のために所有するもの）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業等の個別基準は、次の表のとおりとする。

区分	個別基準
環境	<p>(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。</p> <p>(2) 現況地盤のこう配が3.0度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形態の変更を行わないこと。</p> <p>(3) 造成工事は、公共施設及び公益的施設に限るものとし、分譲対象地の整地工事は、原則として行わないこと。</p> <p>(4) 施行区域の面積に対する現地形を変更する土地の面積の割合（開発率）は、原則として5.0パーセント以下であること。ただし、国立公園の特別地域においては、原則として3.0パーセント以下であること。</p> <p>(5) 施行区域内の森林を貯蔵する場合は、施行区域の森林面積に対する残置する森林のうち若齢林を除いた森林の面積の割合は、原則として6.0パーセント以上とすること。</p> <p>(6) 施行区域内の森林を貯蔵する場合は、施行区域の境界に沿った内側の部分（以下「周辺部」という。）に原則として幅3.0メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。</p> <p>(7) 保安林の境界から原則として2.0メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p> <p>(8) 自然環境の保全のため、自然地盤の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>ア 自然環境保全特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。</p> <p>イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられること。</p> <p>ウ 植栽は、次により行うこと。</p> <p>ア) 施行区域内の表土を活用すること。</p> <p>イ) 現存樹木を移植し、活用すること。</p> <p>ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。</p>

- (エ) 野鳥及び小動物のため、結果花木（誘鳥木）を植栽すること。
エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。

- (9) 水資源の確保を図るために、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。

- (10) 駐車場の面積には、3メートル以上の縁地帯（石牌み及びの面を除く。）が設置され、かつ、高木樹種が植栽されていること。当該縁地帯を区画面積の一部とするときは、建築基準法第70条の規定による建築協定等により保全設置が講ぜられていること。

- (11) 施行区域が県道以上の道路に接する部分にあっては、当該道路の側端より幅員1.0メートル以上の緩衝断層が設置されていること。

- (12) 緩衝が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として線線から水平距離で2.0メートル以上を自然地として保存すること。
- (13) 國立公園の特別地域においては、原則として土地の地形こう配が3.0バーセント（1.7度弱）を超える部分及び公園事業としての道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩から2.0メートルの部分が、緑地として保存されていること。

- (14) 國立公園の特別地域においては、(13)以外に施行区域の面積の1.0パーセント以上が緑地として保存されていること。
- (15) 國立公園の第1種特別地域の境界から原則として5.0メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。

- (16) 強土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を明示すること。

- (17) 建築物は、2階建て以下とし、地盤面より1.0メートル以下とすること。
- (18) 國立公園の特別地域においては、建築物の建築面積は、2,000平方メートル以下であること。

- (19) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。
ア 表流水については、水利権申請書の写し又はこれに準するもの及び既得水利権者の同意書の写し。

- イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの
ウ その他の用水については、供給者の承諾書

- (20) 河川又は治海が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として当該利害関係者の同意が得られていること。

- (21) 消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。

施設	(1) 1区画当たりの分譲面積は、500平方メートル以上であること。ただし、国立公園の特別地域にあっては、1,000平方メートル以上であること。 (2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、30パーセント以下であること。ただし、国立公園の特別地域にあっては、それぞれ20パーセント以下及び40パーセント以下、第3種特別地域にあっては、それそれぞれ20パーセント以下及び60パーセント以下であること。 (3) 公園緑地（道路、水路、緑地帯及び未利用地を除く。）は、施行区域の面積の100分の3以上の面積を確保すること。 (4) 公園緑地は、1箇所につき1,000平方メートル以上とし、施行区域の面積が10ヘクタール以上の場合には、2箇所以上設置すること。 (5) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人1日最大給水量を300リットル以上として算出すること。 (6) ごみ処理は自己処理とする。この場合、施行区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の廃棄物、不燃物及び粗大ごみ等は町の指示する方法により処理するものとする。 (7) (6)以外の方法により処理する場合は、別に町が指示するところによるものとする。 (8) 尿及び雑排水の処理については、合併浄化処理槽とする。 ア 浄化処理槽の対象人員は、計画人口によること。ただし、これによりがたい場合は、日本工業規格(建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員算定基準)により計画すること。 イ 流れ処理槽からの放流水質は、BOD20PPM以下に処理したものとする。ただし、有機性高分子凝集剤（食品添加物は除く。）は使用しないものとする。 ウ、流域処理は、原則として上水道、簡易水道、専用水道等の水源に影響のない地点まで導水管で導水後放流すること。 エ 放流水は、浄化処理槽の機能が十分に発揮できるように保守点検、維持管理に努め常に前記イの水質基準以下にてて処理すること。 (9) 排水は、すべて浸透処理を認めないものとし、次によること。 ア 自然水と生活汚水等とに区分し、排水系統を明確にすること。 イ 排水施設の設計は、別記1によるものとし、施行区域外から流入する流域を含めるものとする。 (10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。
	(1) 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。
	防災
	(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の新設又は改修をすること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。 (2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事案により施行区域の周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画か立てられること。 (3) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に基づいていること。 (4) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過降水量の1分の1に対し不足するとときは、原則としてその不足部分を改修すること。 (5) 施行区域内にある河床を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。 (6) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、次によること。 ア 原則として、当該流域は、10ヘクタール以下であること。 イ 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易となる断面とし、最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。 (7) 造成工事によって生ずる出土砂の防止は、次によること。 ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は、別記2によるものであること。 イ 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置するものであること。 (8) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。 (9) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を補強又はのりせん等の永久構造物により被覆すること。
	道路
	(1) 幹線道路は、原則として大型車通行可能な建築基準法第42条に規定する道路に接続し、行き止まりにならないものとするとともに、背後地への通行が可能に

なるよう措置されていること。

- (2) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(以下「認定道路」という。)から進入する場合は、進入口が2箇所以内であること。
- (3) 施行区域内の汚水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に流入しないよう措置すること。
- (4) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に適合すること。
- (5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。
- (6) 施行区域内の道路は、幹線と支線に区分し、構造は、道路構造令を参照すること。
- (7) 道路等のり面は、地盤等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。

- | | |
|-------|---|
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該付替工事完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。 (2) 公共物としての機能を消失していない道路(公園上の赤道)を造成により改廃する場合は、付替道路を設置すること。 (3) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。 (4) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。 (5) 販売を開始する時期は、防災工事完了届の受理後であること。 (6) 造成地の分譲等に当っては、分譲地の取得者に対して、建築協定、建ぺい率、建築物の高さ、区画の再分割の防止、緑地の保全等について、売買契約書に明記する等の措置が明確にされていること。 (7) 施行区域内に農地が含まれる場合には、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。 (8) 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、町教育委員会及び県教育委員会とその取扱いについて協議すること。 (9) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。 |
|-------|---|

2. 住 宅 地

住宅地(當時使用する独立住宅)の建設の用に供する目的で行う土地利用事業等の個別基準は、次の表のとおりとする。

区 分	個 別 基 準
環 境	<p>(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。</p> <p>(2) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の森林面積に対する残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の割合は、原則として20パーセント以上とすること。</p> <p>(3) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上のときは、周辺部に原則として幅30メートル以上の残置し、若しくは造成する森林又は緑地を確保すること。</p> <p>(4) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、原則として20ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを概数造成するときは、その間に、原則として幅30メートル以上の残置し、若しくは造成する森林又は緑地を確保すること。</p> <p>(5) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p> <p>(6) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に關し、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施工すること。</p> <p>イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 植栽は、次により行うこと。</p> <p>(ア) 施行区域内の表土を活用すること。</p> <p>(イ) 現存樹木を移植し、活用すること。</p> <p>(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。</p> <p>(エ) 野鳥及び小動物のため、結果花木(誘鳥木)を植栽すること。</p> <p>エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。</p> <p>(フ) 水資源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。</p>

(3) 國立公園の第1種特別地域の境界から原則として50メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	
(9) 穢土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を明示すること。	
(10) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 表流水については、水利権申請書の写し又はこれに準ずるもの及び既得水利権者の同意書の写し。	
イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利利用フローシート又はこれに準ずるもの。	
(11) 河川又は沿海が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、当該利害関係者の同意等が得られていること。	
(12) 消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。	
施設段落	(1) 軒地の面積は、1区画当たりおおむね200平方メートル以上とすること。 (2) 公園緑地（道路、水路、緑地帯及び未利用地を除く。）は、施行区域の面積の100分の3以上との面積を確保すること。 (3) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人1日最大給水量を30リットル以上として算出すること。 (4) ごみ集積所は、開発地内の住宅配置、道路の形状等を勘案し、ごみ収集車が容易に横づけできる道端に面した個所に設置すること。 ア ごみ集積所の構造は、有蓋、引き戸とし、ごみ排出量に対処できるものとする。 イ ごみは可燃物及びビン、カシ、粗大ごみ等に分類し、分別収集を容易ならしめるよう必要な措置を講ずること。 ウ ごみ集積所の設置場所、規模等については、合併浄化処理槽とする。 (5) 尿及び排水の処理については、合併浄化処理槽とする。 ア 凈化処理槽の対象入員は、計画人口による凈化槽の処理対象人員(算定基準)により計画すること。 イ 凈化処理槽からの放流水質は、BOD20PPM以下に処理したものとする。ただし、有機性高分子凝聚剤（食品添加物は除く。）は、使用しないものとする。

ウ 流水処理は、原則として上水道、簡易水道、専用管道等の水源に影響のない地点まで導水管で導水後放流すること。	
工 放流水は、淨化処理槽の機能が十分に發揮できるように保守点検、維持管理に努め常に前記イの水質基準以下にて処理すること。	
(6) 排水は、すべて浸透処理を認めないものとし、次によること。 ア 自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。 イ 排水施設の設計は、別記1によるものとし、施行区域外から流入する流域を含めるものとする。	
(7) 宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (8) 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。	
防災	(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の新設又は改修をすること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。 (2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に臨水地域がある場合には、当該事業により施行区域の周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。 (3) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。 (4) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過確率雨量の1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。 (5) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重したこと。 (6) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、次によること。 ア 原則として、当該流域は、10ヘクタール以下であること。 イ 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易となる断面とし、最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。 (7) 当該開発に伴う雨水を調整池又は下水道へ導入できる場合の施行区域内の排水施設の管渠のこう配及び断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度以上での降雨強度を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は

道 路	(1) 施行区域内の污水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に流入しないよう措置すること。 (2) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、道路構造令に適合すること。 (3) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。 (4) 道路等のり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	その 他	(1) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該付替工事完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。 (2) 公共物としての機能を消失していない道路（公園上の赤道）を造成により改築する場合は、付替道路を設置すること。 (3) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。 (4) 事業者は、当該土地利用者事業等を行うために必要な資力及び信用があること。 (5) 廉売を開始する時期は、防災工事完了届の受理後であること。 (6) 造成地の分譲等に当たっては、分譲地の取扱者に対して、建築協定、建ぺい率、建築物の高さ、区画の再分割の防止、緑地の保全等について、売買契約書に明記する等の措置が明確にされていること。 (7) 施行区域内に農地が含まれる場合には、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。

(8) 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、町教育委員会及び県教育委員会との取扱いについて協議すること。
(9) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。

3 マンション（集合住宅）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業等の個別基準は、次の表のとおりとする。

区 分	個 別 基 準
環 境	(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。 (2) 現況地盤のこう配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。 (3) 敷地の内縦部には、幅5メートル以上の緑地帯を確保し、この緑地帯には、木造樹を植栽すること。 (4) 施行区域の面積に対する現地形を変更する土地の面積の割合（開発率）は、50パーセント以下であること。ただし、国立公園の特別地域にあっては、原則として30パーセント以下であること。 (5) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として60パーセント以上とすること。 (6) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の開発行為に係る森林面積が20ヘクタール以上のときは、周辺部に原創として幅30メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。 (7) 施行区域内的森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おむね20ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に、原則として幅30メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。 (8) 保安林の境界から原創として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。 (9) 自然環境の保全のため、自然環境の防止、植生の回復等に關し、次に掲げる事項について配慮すること。

- ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。
 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられること。
 ウ 植栽は、次により行うこと。
 (7) 施行区域内の表土を活用すること。
 (8) 現存樹木を移植し、活用すること。
 (9) 環境に適合した植樹を選定すること。
 (10) 野鳥及び小動物のため、越冬花木（誘鳥木）を植樹すること。
 エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。
 (11) 水資源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。
 (12) 線緑が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として縁線から水平距離10メートル以上の緩衝緑地が設置されていること。
 (13) 國立公園の特別地域においては、原則として土地の地形こう配が30パーセント（17度弱）を超える部分及び公園事業としての道路その他のとして公園利用に供せられる道路の路肩から20メートルの部分が、緑地として保存されていること。
 (14) 國立公園の特別地域においては、(1)以外に施行区域の面積の10パーセント以上が緑地として保存されること。
 (15) 國立公園の第1種特別地域の境界から原則として50メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。
 (16) 磨土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を明示すること。
 (17) 建築物の高さは、次によること。
 ア 地盤面より1.5メートル以下とすること。ただし、当該地域の風景景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 イ 國立公園の特別地域における建築物の高さは、地盤面より1.3メートル以下（分譲地内にあっては、1.0メートル以下で、かつ、2階建て以下）とすること。
 (18) 國立公園の特別地域にあっては、建築物の建築面積は、2,000平方メートル以下であること。

<p>(19) 國立公園の特別地域における建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する比率が第2種特別地域にあっては、それぞれ20パーセント以下及び40パーセント以下、第3種特別地域にあっては、それぞれ20パーセント以下及び60パーセント以下であること。</p> <p>(20) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 表流水については、水利権申請書の写し又はこれに準するもの及び既得水利権者の同意書の写し</p> <p>イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準するもの</p> <p>ウ 他の用水については、供給者の承諾書</p> <p>(21) 河川又は沿海が污水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、当該利害関係者の同意等が得られていること。</p> <p>(22) 消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。</p>	<p>施 設</p> <p>(1) 建築物は、冬至日の真太陽時にによる午前8時から午後4時までの間ににおいて、平均地盤面（当該建物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。）からの高さ（1.5メートルとする。）の水平面に敷地境界線からの水平距離が次の表の左欄に掲げる範囲において、同表の右欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">敷地境界線からの水平距離が5メートルを超えて10メートルを超える範囲 以内の範囲</td> <td style="text-align: center;">3 時 間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲 2 時 間</td> <td style="text-align: center;">3 時 間</td> </tr> </table> <p>(2) 公園緑地（道路、水路、緑地帯及び未利用地を除く。）において同じ。は、施行区域の面積の100分の3以上の面積を確保すること。</p> <p>(3) 公園緑地は、1箇所につき1,000平方メートル以上とし、施行区域の面積が10ヘクタール以上の場合には、2箇所以上設置すること。</p> <p>(4) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人1日概算大給水量を300リットル以上として算出すること。</p> <p>(5) ごみ処理は自己処理とする。この場合、施行区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の残渣物、不燃物及び粗大ごみ等は町の指示する方法により処理すること。</p>	敷地境界線からの水平距離が5メートルを超えて10メートルを超える範囲 以内の範囲	3 時 間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲 2 時 間	3 時 間
敷地境界線からの水平距離が5メートルを超えて10メートルを超える範囲 以内の範囲	3 時 間				
敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲 2 時 間	3 時 間				

(6) (5)以外の方法により処理する場合は、別に町が指示するところによるものとする。	(7) し尿及び雑排水の処理については、合併浄化処理槽とする。 ア 浄化処理槽の対象入員は、計画人口によること。ただし、これによりがたい場合は、日本工業規格(建築物の用途別による淨化槽の処理対象人員算定基準)により計画すること。 イ 浄化槽からの放流水質は、BOD2.0PPM以下に処理したものとする。 ただし、有機性高分子凝集剤(食品添加物は除く。)は、使用しないものとする。	(8) 流末処理は、原則として上水道、簡易水道、専用水道等の水源に影響のない地点まで導水管で導水後放流すること。 エ 放流水は、浄化処理槽の機能が十分に発揮できるように保守点検、維持管理に努め常に前記イの水質基準以下にて処理すること。	(9) 排水は、すべて保通処理を認めないものとし、次によること。 ア 自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。 イ 排水施設の設計は、別記1によるものとし、施行区域外から流入する流域を含めるものとする。	(10) 宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。	(11) 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。
防 灾	(12) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の施設又は改修をすること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。	(13) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に漬水地域がある場合には、当該事業により施行区域の周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。 （3）河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいてること。	(14) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過率雨量の1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(15) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重したこと。	
道 路	(16) 幹線道路は、原則として大型車通行可能な建築基準法第42条に規定する道路に接続し、行き止まりにならないものとするとともに、背後地への通行が可能になるよう措置されていること。 (17) 認定道路から進入する場合は、進入口が2箇所以内であること。 (18) 施行区域内の汚水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に流入しないよう措置すること。	(19) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお構造は、道端構造令に適合すること。 (20) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。	(21) 施行区域内の道路は、幹線と支線に区分し、構造は、道路構造令を参照すること。	(22) 道路等のり面は、地盤等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	
其 他	(23) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該付替工事を完了後土地利用事業等の工事完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。	(24) 公共物として機能を消失していない道路(公園上の赤道)を造成により改廃すること。			

(3) 施行区域外に未買取地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買取地が無道地となるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。
(4) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。
(5) 販売を開始する時期は、防災工事完了届の受理後であること。
(6) 施行区域内に農地が含まれる場合には、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。
(7) 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、町教育委員会及び県教育委員会とその取扱いについて協議すること。
(8) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。
(9) 分譲戸数の5分の4以上の台数の駐車場を設けること。

4 工 場

工場の建設の用に供する目的で行う土地利用事業等の個別基準は、次の表のとおりとする。

区 分	個 別 基 準
環 境	<p>(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との適合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。</p> <p>(2) 施行区域内の森林を活用する場合は、施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として25パーセント以上とすること。</p> <p>(3) 施行区域内の森林を活用する場合は、施行区域内の開発行為に係る森林面積が20ヘクタール以上のときは、周辺部に原則として幅30メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。これ以外のときには、極力周辺部に森林を確保すること。</p> <p>(4) 施行区域内の森林を活用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に、原則として幅30メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。</p> <p>(5) 個人宅の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p>
施 設	<p>(1) 生産施設、舗地及び環境施設等については、工場立地法の準則に適合すること。</p> <p>(2) 大気汚染、水質汚濁等の公害対策に留意し、公害防止を積極的に図るための施設を設置すること。</p> <p>(3) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。</p> <p>(4) ごみ処理は自己処理とする。この場合、施行区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の残棄物、不燃物及び粗大ごみ等は町の</p>

- (6) 自然環境の保全のため、自然環境の防止、植生の回復等に關し、次に掲げる事項について配慮すること。
ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を微ブロックに区分して施行すること。

イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。
ウ 植栽は、次により行うこと。
(ア) 施行区域内の表土を活用すること。
(イ) 現存樹木を移植し、活用すること。
(ウ) 環境に適した樹種を選定すること。
エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。
(フ) 水資源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。
(ジ) 表土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を示すこと。
(エ) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。
ア 表流水については、水利権申請書の写し又はこれに準ずるもの及び既得水利権者の同意書の写し
イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利利用フローシート又はこれに準ずるもの
ウ その他の用水については、供給者の承諾書
(ハ) 河川又は沿海が污水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、当該利害関係者の同意等が得られていること。
(イ) 火災防備のため消火栓、防火水槽等を設置するものとし、隣接地との間には、防火樹の植栽又は防火帯等を設け、火災の予防に十分配慮されていること。
(カ) 生産施設、舗地及び環境施設等については、工場立地法の準則に適合すること。
(キ) 大気汚染、水質汚濁等の公害対策に留意し、公害防止を積極的に図るための施設を設置すること。
(ク) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人1日最大給水量を宿泊する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。
(ケ) ごみ処理は自己処理とする。この場合、施行区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の残棄物、不燃物及び粗大ごみ等は町の

指示する方法により処理するものとする。

(5) (4)以外の方法により処理する場合は、別に町が指示するところによるものとする。

(6) し尿及び雑排水の処理については、合併浄化処理槽とする。

ア 凈化処理槽の対象人員は、計画入口によるところ、これによりがたい場合は、日本工業規格(建築物の用途別による淨化槽の処理対象人員算定基準)により計画すること。
イ 淨化処理槽からの放流水質は、BOD20PPM以下に処理したものとする。ただし、有機性高分子凝集剤(食品添加物は除く。)は、使用しないものとする。

ウ 流末処理は、原則として上水道、簡易水道、専用水道等の水源に影響のない地点まで導水管で導水後放流すること。

エ 放流水は、浄化処理槽の機能が十分に發揮できるように保守点検、維持管理に努め常に前記イの水質基準以下にて処理すること。

(7) 排水は、すべて浸透処理を認めないものとし、次によること。

ア 自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。

イ 排水施設の設計は、別記1によるものとし、施行区域外から流入する流域を含めるものとする。

(6) 宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。

(9) 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理办法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。

(4) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の新設又は改修すること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。

(2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に溢れ地がある場合には、当該事業により施行区域の周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。

(3) 河川の新設又は改修の場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていふこと。

(4) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能カが年超過流量の1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。

(5) 施行区域内にある河川を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画すること。

(6) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、次によること。
ア 原則として、当該流域は1ヘクタール以下であること。
イ 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。

ウ 流木等の除去作業が容易となる断面とし、最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。

(7) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。

ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は、別記2によるものであること。

イ 地形、地質により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置するものであること。

（6） 切土高及び盛土高は、原則として1.5メートル以内とすること。

（9） 盛土のり長が2.0メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり桿等の永久構造物により被覆すること。

（11） 認定道路から進入する場合は、進入口が2箇所以内であること。
（12） 施行区域内の污水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に流入しないよう措置すること。

（3） 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、道路構造令に適合すること。

（4） 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。

（5） 道路等のり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。

（1） 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該付替工事を完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。

（2） 公共物として機能を消失していない道路(公園上の赤道)を造成により改廃する場合は、付替道路を設置すること。

（3） 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。

- (4) 施業員等の採用については、地元住民を優先するものであって、その方法等が明示されていること。
- (5) 町との間に公害防止協定が締結されること。
- (6) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。
- (7) 既壳を開始する時期は、防災工事完了履の受理係であること。
- (8) 事業計画の策定に当たり、施行区域内外における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、町教育委員会及び県教育委員会との取扱いについて協議すること。
- (9) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。

5 研修・研究施設等

研修・研究施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業等の個別基準は、次の表のとおりとする。

区分	個別基準
環境	<p>(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。</p> <p>(2) 現況地盤のこう配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形状の変更を行わないこと。</p> <p>(3) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として2.5パーセント以上すること。</p> <p>(4) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の開発行為に係る森林面積が2.0ヘクタール以上のときは、周辺部に原則として幅30メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。</p> <p>(5) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おむね2.0ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に、原則として幅30メートル以上残置し、又は造成する森林を確保すること。</p> <p>(6) 保育林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p>

- (7) 自然環境の保全のため、施行区域の面積のおよむね30パーセントの自然緑地（荒地等で行われるものにあっては、高木等により樹地が囲られるもの）を確保し、かつ、自然破壊の防止、植生の回復等に關し、次に掲げる事項について配慮すること。
- ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を散ブロックに区分して施行すること。
- イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられること。
- ウ 植栽は、次により行うこと。
- (ア) 施行区域内の表土を活用すること。
- (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。
- (ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。
- (エ) 野鳥及び小動物のため、結実花木（誘鳥木）を植栽すること。
- エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周匝の自然環境に調和したものであること。
- (オ) 水資源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。
- (カ) 施行区域が県道以上の道路に接する部分にあっては、当該道路の側端より幅員10メートル以上の緩衝緑地が設置されていること。
- (キ) 緩衝緑地が設置されている場合には、原則として緩衝緑地から水平距離20メートル以上を自然地として保存すること。
- (ク) 國立公園の特別地域においては、原則として土地の地形ごう配が30パーセント（1.7度弱）を超える部分及び公園事業としての道路その地主として公園利用に供せられる道路の路肩から20メートルの部分が、緑地として保存されていること。
- (ケ) 國立公園の特別地域においては、(1)以外に施行区域の面積の10パーセント以上が緑地として保存されていること。
- (コ) 國立公園の第1種特別地域の境界から原則として50メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。
- (サ) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を明示すること。
- (シ) 建築物の高さは、次によること。
- ア 建築物は、4階建て以下とし、地盤面より15メートル以下とすること。ただし、当該地域の風景景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- イ 國立公園の特別地域における建築物の高さは、地盤面より13メートル以下

(分譲地内にあっては、10メートル以下で、かつ、2階建て以下)とすること。	(16) 地盤の特別地域には、建築物の建築面積は、2,000平方メートル以下であること。	(17) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 売流水については、水利権申請書の写し又はこれに準ずるもの及び既得水利権者の同意書の写し。 イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利利用フローシート又はこれに準ずるもの。	ウ その他の用水については、供給者の承諾書
(18) 河川又は沿岸が污水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、当該利害関係者の同意等が得られていること。	(18) 河川又は沿岸が污水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、当該利害関係者の同意等が得られていること。	(19) 消火栓、防火水槽を設置し、火災の予防に十分配慮すること。	(19) 消火栓、防火水槽を設置し、火災の予防に十分配慮すること。
(20) 分譲する1区画の面積は、原則として10,000平方メートル以上とすること。	(20) 分譲する1区画の面積は、原則として10,000平方メートル以上とすること。	(21) 建ぺい率は、20パーセント以下であること。	(21) 建ぺい率は、20パーセント以下であること。
(22) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人・1日最大給水量を超過する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	(22) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人・1日最大給水量を超過する者については300リットル以上、その他の者については120リットル以上として算出すること。	(23) ごみ処理は自己処理とする。この場合、施工区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の残棄物、不燃物及び粗大ごみ等は町の指示する方法により処理するものとする。	(23) ごみ処理は自己処理とする。この場合、施工区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の残棄物、不燃物及び粗大ごみ等は町の指示する方法により処理するものとする。
(24) (4)以外の方法により処理する場合は、別に町が指示するところによるものとする。	(24) (4)以外の方法により処理する場合は、別に町が指示するところによるものとする。	(25) し尿及び雑排水の処理については、合併浄化処理槽とする。	(25) し尿及び雑排水の処理については、合併浄化処理槽とする。
(26) 凈化処理槽の対象人員は、計画人口によること。ただし、これによりかたい場合は、日本工業規格(建築物の用途別による淨化槽の処理対象人員算定基準)により計画すること。	(26) 凈化処理槽の対象人员は、計画人口によること。ただし、これによりかたい場合は、日本工業規格(建築物の用途別による淨化槽の処理対象人員算定基準)により計画すること。	(27) 凈化処理槽からの放流水質は、BOD20PPM以下に処理したものとする。ただし、有機性高分子凝集剤(食品添加物は除く。)は、使用しないものとする。	(27) 凈化処理槽からの放流水質は、BOD20PPM以下に処理したものとする。ただし、有機性高分子凝集剤(食品添加物は除く。)は、使用しないものとする。
(28) 放流水は、原則として上水道、簡易水道、専用水道等の水源に影響のない地点まで導水管で導水後放流すること。	(28) 放流水は、原則として上水道、簡易水道、専用水道等の水源に影響のない地点まで導水管で導水後放流すること。	(29) 汚泥処理は、別記2によるものであること。	(29) 汚泥処理は、別記2によるものであること。

に努め常に前記イの水質基準以下にて処理すること。

(7) 排水は、すべて浸透処理を認めないものとし、次によること。

ア 自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。
イ 排水施設の設計は、別記1によるものとし、施行区域外から流入する流域を含めるものとする。

(8) 宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。

(9) 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理办法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。

防 灾 (1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の新設又は改修をすること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。

(2) 施設区域を含む周辺地及び下流の土地に潜在地城がある場合には、当該事業により施行区域の周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられておりること。

(3) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。

(4) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過流量の1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。

(5) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。

(6) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、次によること。

ア 原則として、当該流域は10ヘクタール以下であること。
イ 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。
ウ 除去作業が容易となる断面とし、最小径は、原則として1,000ミリバートルとすること。

(7) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。
ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は、別記2によるものであること。
イ 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置するものであること。

道 間	(1) 幹線道路は、原則として大型車通行可能な建築基準法第42条に規定する道路に接続し、行き止まりにならないものとするとともに、背後地への通行が可能になるよう措置されていること。
	(2) 認定道路から進入する場合は、進入口が2箇所以内であること。
道 道	(3) 施行区域内の汚水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に流入しないよう措置すること。
	(4) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、道路構造令に適合すること。
間 間	(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。
	(6) 施行区域内の道路は、幹線と支線に区分し、構造は、道路構造令を参照すること。
そ の 他	(7) 道路等のり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。
	(1) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該付替工事を完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。
そ の 他	(2) 公共物として機能を消失していない道路（公園上の赤道）を造成により改廃する場合は、付替道路を設置すること。
	(3) 加行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。
	(4) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。
	(5) 販売を開始する時期は、防災工事完了届の受理後であること。
	(6) 造成地の分譲等に当たっては、分譲地取締者に対して遮蔽物、壁、築物の高さ、区画の再分割の防止、緑地の保全等について、売買契約書に明記する等の措置が明確にされていること。
	(7) 加行区域内に農地が含まれる場合には、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。
	(8) 事業計画の策定に当たり、加行区域内における文化財の所在の有無を確認し、
	(9) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。

(8) 切土高及び盛土高は、原則として1.5メートル以内とすること。
(9) 盛土のり長が20メートルとなる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を抗壁又はのり枠等の永久構造物により被覆すること。

(9) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。

6 ゴルフ場

(1) 施行区域の面積が1.0ヘクタール以上のゴルフ場のうち、ホールの数が1.8ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100.0メートル以上の施設又はホールの数が1.8ホール未満のものであっても、ホールの数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設の建設の用に供する土地利用事業等は、次に掲げる要件を満たしている計画に限るものとする。

ア 町の土地利用計画、総合計画等に位置付けられているもの

イ 地域の産業の発展、新たな産業の誘引、雇用の場の確保、地域の文化及びスポーツの振興等地域の振興を図るために必要と認められるもの

ウ 加行区域及びその周辺地域を含む防災対策並びに自然環境及び生活環境の保全について、十分配慮されているもの

エ 農業の使用に関する指導基準等の遵守及び環境保全協定等の締結について、十分配慮されているもの

オ 「事業の実績が事業計画、資金計画並びに事業者の資力及び信用から判断して確実と認められるもの

(2) ゴルフ場の建設の用に供する土地利用事業等の個別基準は、次の表のとおりとする。ただし、(1)の規定が適用されるゴルフ場以外のゴルフ場においては、同教自然環境の個別基準の欄(4)から(8)までの規定は、適用しない。

区 分	個 別 基 準
自然環境	(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基準調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。 (2) 施行区域に国立公園の第2種特別地域又は第3種特別地域を含む場合には、その区域については、原則として区画形質の変更を行わないこと。
	(3) 施行区域に國立公園の普通地域を含む場合には、その区域については、自然樹林地が70パーセント以下とするごと等國立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針（平成2年6月1日付）環自第343号環境自然保護局

(4) 施行区域に農地が含まれる場合は、農地の占める面積が施行区域の面積の 50 パーセント未満であること。	(5) ゴルフ場相互の間隔は、原則として水平距離で 1 キロメートル以上であること。	(6) 各ホールの間隔は、原則として 30 メートル以上とすること。	(7) 既存の自然地形及び植生は、原則として各ホール間に幅 20 メートル以上、周辺部には幅 30 メートル以上を配置保存すること。	(8) 施行区域内の森林を転用する場合は、各ホール間に幅 30 メートル以上、周辺部には原則として幅 30 メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。この場合において、残置する森林は、原則として幅 20 メートル以上とすること。	(9) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として 50 パーセント以上とすること。この場合において、施行区域内の森林面積に対する残置する森林のうち若齡林を除いた森林の面積の割合は、40 パーセント以上とすること。	(10) 現況地盤のこう配が 30 度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。	(11) 施行区域内の面積に対する現地形を変更する土地の面積の割合（開発率）は、50 パーセント以下であること。	(12) 保安林の境界から原則として 2.0 メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	(13) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関する事項について配慮すること。	ア 自然環境保全特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。	イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。	ウ 植栽は、次により行うこと。	(ア) 施行区域内の表土を活用すること。	(イ) 現存樹木を移植し、活用すること。	(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。	(エ) 野鳥及び小動物のため、結実花木（誘鳥木）を植栽すること。	エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。	(14) 國立公園の特別地域の境界から原則として 50 メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。
--	--	------------------------------------	--	--	--	--	--	---	---	---	--	-----------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------------------	--	--

域から除外すること。	(15) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を明示すること。	生活環境	(1) 水資源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。	(2) 施行区域が県道以上の道路に接する部分においては、当該道路の側端より幅員 10 メートル以上の緑廊緑地が設置されていること。	(3) 建築物の高さは、地盤より 1.5 バルト以下とすること。ただし、当該地域の風景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。	(4) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。	ア 表流水については、水利権申請書の写し又はこれに準ずるもの及び取得水利権者の同意書写し	イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利利用フローシート又はこれに準ずるもの	ウ その他の用水については、供給者の承諾書	当該利害関係者の同意等が得られていること。	(5) 河川又は沿岸が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。	(6) 町との環境保全協定等の締結に努めること。	(7) 町が実施する立入調査、水質調査等に協力すること。	(8) 町が実施する立入調査、水質調査等に協力すること。	農業	(1) ゴルフ場において病害虫等の防除のために使用する農薬の適正な使用を確保するため、農業取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、静岡県ゴルフ場における農薬使用指揮要領（平成 2 年 6 月 25 日付け農技第 250 号静岡県知事通知）及びゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針（平成 2 年 6 月 25 日付け農技第 251 号静岡県農業水産部長通知）を遵守すること。	施設	(1) 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1 人 1 日最大給水量を宿泊する者については 300 リットル以上、その他の者については 200 リットル以上として算出すること。	(2) ごみ処理は自己処理とする。この場合、施行区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の機械物、不燃物及び粗大ごみ等は町の指示する方法により処理するものとする。	(3) (2)以外の方法により処理する場合は、別に町が指示するところによるものとする。
------------	---	------	--------------------------------------	---	---	----------------------------	--	---	-----------------------	-----------------------	--	--------------------------	------------------------------	------------------------------	----	--	----	--	--	---

(4) し尿及び雑排水の処理については、合併浄化処理槽とする。 ア 凈化処理槽の対象人員は、計画人口によること、ただし、これによりがたい場合は、日本工業規格(建築物の用途別による浄化槽の処理対象入量算定基準)により計画すること。 イ 浄化処理槽からの放流水質は、BOD20PPM以下に処理したものとする。	(5) 排水は、すべて浸透処理を認めないものとし、次によること。 ア 自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。 イ 排水施設の設計は、別記1によるものとし、施行区域外から流入する地域を含めるものとする。	(6) 宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (7) 町に移管する施設の管理については、管理者及び管理办法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。
(8) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の新設又は改修をすること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。	(9) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に氾濫水地域がある場合には、当該事業により施行区域の周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。	(10) 河川の改修又は新設をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいてること。
(11) による河川及び水路の改修ができる場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過確率1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(12) 施行区域内にある河川を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	(13) 排水路は原則として開渠であることを、ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、
(14) 排水路は原則として開渠であることを、ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、	(15) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。	(16) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。

(4) 次によるること。 ア 原則として、当該流域は、10ヘクタール以下であること。 イ 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易となる断面とし、最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。	(5) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。 ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は、別記2によるものであること。 イ 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置するものであること。	(6) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。 (7) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり桿等の永久構造物により被覆すること。	(8) 認定道路から进入する場合は、进入口が2箇所以内であること。 (9) 施行区域内の污水、雨水又は土砂等が認定道路の加設に流入しないよう措置すること。	(10) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、道路構造令に適合すること。	(11) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。	(12) 道路等のり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	(13) 打墻が道路等に飛来するおそれがある場合については、防球ネット等を設置すること。	(14) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該代替工事完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。	(15) 公共物として機能を消失していない道路(公園上の赤道)を造成により改廃する場合は、付替道路を設置すること。	(16) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。
(17) 有機性高分子漂集剤(食品添加物は除く。)は、使用しないものとする。	(18) 流末処理は、原則として上水道、簡易水道、專用排水等の水源に影響のない地点まで導水管で導水線放流すること。	(19) 放流水は、淨化処理槽の機能が十分に發揮できるように保守点検、維持管理に努め常に前記イの水質基準以下にて処理すること。	(20) 排水は、すべて浸透処理を認めないものとし、次によること。	(21) 認定道路から進入する場合は、進入口が2箇所以内であること。	(22) 施行区域内の污水、雨水又は土砂等が認定道路の加設に流入しないよう措置すること。	(23) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、道路構造令に適合すること。	(24) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。	(25) 道路等のり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	(26) 打墻が道路等に飛来するおそれがある場合については、防球ネット等を設置すること。	(27) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該代替工事完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。
(28) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に氾濫水地域がある場合には、当該事業により施行区域の周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。	(29) 河川の改修又は新設をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいてること。	(30) (1)による河川及び水路の改修ができる場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過確率1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(31) 施行区域内にある河川を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	(32) 排水路は原則として開渠であることを、ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、	(33) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。	(34) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。	(35) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。	(36) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。	(37) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。	(38) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。

工 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。

(5) 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、町教育委員会及び県教育委員会との取扱いについて協議すること。

(6) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。

(7) 水資源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。

(8) 幹線道路の両側には、3メートル以上の緑地帯（石碑及びのり面を除く。）において同じ。）が設置され、かつ、高木樹種が植栽されていること。

(9) 施行区域が、県道以上の道路に接する部分にあっては、当該道路の側端より幅員10メートル以上の緩衝緑地が設置されていること。

(10) 緑縁が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として種縁から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。

(11) 国立公園の第1種特別地域の境界から原則として50メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。

(12) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を明示すること。

(13) 土地利用事業等の施行に当っては、周囲部には、次の表の左欄に掲げる行政区域の面積に応じ、同表の右欄に掲げる幅以上の緑地帯を配置すること。

施 行 区 域 の 面 積	緑 地 带 の 幅
2 ヘクタール以上	5 メートル
5 ヘクタール以上	10 メートル
15 ヘクタール以上	15 メートル
25 ヘクタール以上	20 メートル

(14) 全墓所面積の施行区域の面積に対する割合は、25パーセント以下とすること。

(15) 墓所の1区画当たりの面積は、4平方メートル以上とし、著しい等級差を生じないよう配慮すること。

(16) 墓園には、必要最小限の施設として、事務所、休憩所、便所、水道又は井戸及び駐車場を設置すること。

(17) 広場、休憩施設には、花壇、噴水、壁泉、バーベキュー等の修景施設を適宜配置すること。

(18) 建築物は、原則として2階建て以下とし、高さは、地盤面より10メートル以下とすること。

(19) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。
ア 表流水については、水利権申請書の写し又はこれに準ずるもの及び既得水利権者の同意書の写し。

(20) 野鳥及び小動物のため、結実花木（誘鳥木）を植栽すること。

7 墓 園

墓園（この基準において墓地及び墓園も同意語として用いる。）の建設は、町の総合的な土地利用計画に基づき、静かな環境にその位置を配慮し、墓園の諸施設は、周囲に及ぼす影響を考慮し風致美観に留意して計画するものとし、その個別基準は次の表のとおりとする。

区 分	個 別 基 準
境	(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基準調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。 (2) 現況地盤のこう配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。 (3) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の森林面積に対する残量し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として40パーセント以上とすること。 (4) 施行区域内の森林を転用する場合は、周辺部に原則として幅30メートル以上の残量し、又は造成する森林を確保すること。 (5) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。 (6) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に關し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。 ウ 植栽は、次により行うこと。 ア 施行区域内の表土を活用すること。 イ 現存樹木を移植し、活用すること。 ウ 環境に適合した樹種を選定すること。 (2) 野鳥及び小動物のため、結実花木（誘鳥木）を植栽すること。

イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準するもの	ウ その他の用水については、供給者の承諾書	
20 河川又は沿岸が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、当該利害者間係者の同意が得られていること。		
21 消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。		
22 水道施設の設置については、町と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。なお、給水量は、1人1日最大給水量を基準者については30リットル以上、從業員については120リットル以上、宿泊者については300リットル以上として算出すること。		
23 ごみ処理は自己処理とする。この場合、施行区域内で焼却する場合は、完全な焼却炉を設けるものとする。なお、焼却の残棄物、不燃物及び粗大ごみ等は町の指示する方法により処理するものとする。		
24 [23]以外の方法により処理する場合は、別に町が指示するところによるものとする。		
25 尿及び雑排水の処理については、合併浄化処理槽とする。		
ア 凈化処理槽の対象人員は、計画人口による凈化槽の処理対象人員算定基準)により計画すること。		
イ 凈化処理槽からの放流水質は、BOD20PPM以下に処理したものとする。ただし、有機性高分子凝集剤(食品添加物は除く。)は、使用しないものとする。		
ウ 流来処理は、原則として上水道、簡易水道、専用水道等の水源に影響のない地点まで導水管で導水系統放流すること。		
エ 放流水は、浄化処理槽の機能が十分に發揮できるように保守点検、維持管理に努め常に前記イの水質基準以下にて処理すること。		
オ 排水は、すべて浸透処理を認めないものとし、次によること。		
ア 自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。		
イ 排水施設の設計は、別記1によるものとし、施行区域外から流入する流域を含めるものとする。		
27 環境上支障がないと認められる場合を除き、主要な道路、学校、病院等の施設に近接していないこと。		
28・宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。		
29 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理に		

防 灾	について支障のないよう措置すること。	
		(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の新設又は改修をすること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。
		(2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地帯がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。
		(3) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。
		(4) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過確率雨量の1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。
		(5) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。
		(6) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は次によること。
		ア 原則として、当該流域は、10ヘクタール以下であること。
		イ 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。
		ウ 流木等の除去作業が容易となる断面とし、最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。
		(7) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。
		ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は、別記2によるものであること。
		イ 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置するものであること。
		(8) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。
		(9) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり壁等の永久構造物により被覆すること。
道 路		(1) 認定道路から進入する場合は、進入口が2箇所以内であること。
		(2) 施行区域内の幹線道路は、舗装すること。その他の園地は、わかるほどならない構造とすること。
		(3) 幹線道路は、原則として大型車通行可能な認定道路に接続していること。幹線

- となる主要園路の幅員は、6メートル以上とし、必要な箇所に駐車場を設けること。
と。墓域内通路は、幅員2メートルを標準とすること。
- (4) 施行区域内の汚水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に流入しないよう措置すること。
- (5) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、道路構造令に適合すること。
- (6) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線が設置され、かつ、信号機の取付けも配慮されていること。
- (7) 施行区域内の道路は、幹線と支線に区分し、構造は、道路構造令を参照すること。
- (8) 道路等のり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周団の景観と調和していること。

そ の 他	(1) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該付替工事完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。
	(2) 公共物として機能を消失していない道路（公園上の赤道）を造成により改廃する場合は、付替道路を設置すること。
	(3) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止すること。
	(4) 事業者は、当該土地利用事業等を行うために必要な資力及び信用があること。
	(5) 廃光を開始する時期は、防災工事完了届の受理後であること。
	(6) 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、町教育委員会及び県教育委員会との取扱いについて協議すること。
	(7) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。
	(8) 保全の境界から原則として2.0ミリトル以内の区域は、造成区域から除外すること。

- 8 リゾート関連施設等
リゾート関連施設（スポーツ・レクリエーション施設、保養施設等の複合的な施設をいう。）、遊戲施設及びゴルフの打放し練習場（以下「ゴルフ練習場」という。）の建設の用に供する土地利用事業等の個別基準は、次の表の通りとする。

区 分	個 别 基 準
環 境	(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基準調査

- による自然度の整合性を図る等施行区域及びその周辺における自然環境の特性に十分配慮すること。
- (2) ゴルフ練習場の建設に係る施行区域に国立公園の第2種特別地域又は第3種特別地域を含む場合には、その区域については、原則として区画形質の変更を行わないこと。
- (3) ゴルフ練習場の建設において、施行区域に農地が含まれる場合には、農地の占める割合が施行区域の面積の50パーセント未満であること。
- (4) 現況地盤のこう配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。
- (5) 施行区域の面積に対する現地形を変更する土地の割合（開発率）は、原則として50パーセント以下であること。ただし、国立公園の特別地域にあっては、原則として30パーセント以下であること。
- (6) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域内の森林面積に対する残置率、又は造成する森林の面積の割合は、原則として50パーセント以上すること。この場合において、施行区域内の森林面積に対する残置する森林のうち若齡林を除いた森林の面積の割合は、40パーセント以上とすること。
- (7) 施行区域内の森林を転用する場合は、周辺部に原則として幅30メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。
- (8) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね5ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数設置するときは、その間に、原則として幅30メートル以上の残置し、又は造成する森林を確保すること。
- (9) 保安林の境界から原則として2.0ミリトル以内の区域は、造成区域から除外すること。

- イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。
ウ 植栽は、次により行うこと。
- (ア) 施行区域内の表土を活用すること。
- (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。
(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。
- (エ) 野鳥及び小動物のため、結実花木（誘鳥木）を植栽すること。

工	<p>建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。</p> <p>(1) 水資源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保全に配慮すること。</p> <p>(2) 線が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として機械から水平距離で 20 メートル以上を自然地として保存すること。</p> <p>(3) 國立公園の特別地域においては、原則として土地の地形こう配が 30 パーセント（17 度弱）を超える部分及び公園事業としての道路その他の主として公園利用に供せられる道路の路肩から 20 メートルの部分が、緑地として保存されていること。</p> <p>(4) 國立公園の特別地域においては、(1)以外に施行区域の面積の 10 パーセント以上が緑地として保存されていること。</p> <p>(5) 國立公園の第 1 種特別地域の境界から原則として 50 メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p> <p>(6) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について、十分配慮した措置方法を明示すること。</p> <p>(7) 建築物の高さは、次によること。</p> <p>ア 地盤面より 15 メートル以下とすること。ただし、当該地域の風致景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 國立公園の特別地域における建築物の高さは、地盤面より 13 メートル以下とすること。</p> <p>(8) 國立公園の特別地域においては、建築物の建築面積は、2,000 平方メートル以下であること。</p> <p>(9) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 要流水には、水利権申請書及び水利利用フローシート又はこれに準ずるものとの同意書の写し。</p> <p>イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるものとの他の用水については、供給者の承諾書。</p> <p>(10) 河川又は沿海が污水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、当該利害関係者の同意等が得られていること。</p> <p>(11) 消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。</p>
施 設	<p>(1) 公園緑地（道路、水路、緑地帯及び未利用地を除く。) は、施行区域の面積の 100 分の 3 以上の面積を確保すること。</p> <p>(2) 公園緑地は、1 領所につき 1,000 平方メートル以上とし、施行区域の面積</p>
防 災	<p>(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路の新設又は改修をすること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。</p> <p>(2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てら</p>

(3) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。	9. 土石の採取、捨土、産業廃棄物による埋立					
	(1) による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。	(1) 土石の採取、捨土を伴う土地の区画形質の変更については、静岡県土採取等規制条例(昭和50年静岡県条例第42号)及び土の採取等に適合する技術基準に適合するものであること。				
(4) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。	(2) 認定道路から進入する場合は、進入口が2箇所以内であること。	(2) 産業廃棄物による埋立については、松崎町廢棄物の最終処分場に関する指導要綱(平成3年松崎町要綱第3号)によること。				
(5) 施行区域内にある河川及び水路を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過流量の1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(3) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。	(3) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設以外の施設の個別基準に準ずるものであること。				
(6) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、原則として、当該流域は、1.0ヘクタール以下であること。	(4) 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。	(4) その他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(7) 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置すること。	(5) 別記2によるものであること。	(5) 施行区域内に国有地が介在している場合において、その国有地について、付替えを要しないときは工事の着手までに、付替えを要するときは当該付替工事完了後土地利用事業等の工事の完了までに、国有財産の処理手続を完了すること。				
(8) 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置すること。	(6) 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置すること。	(6) 公共物として機能を消失しない道路(公園上の赤道)を造成により改廻すること。				
(9) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(7) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(7) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。				
(10) 盛土及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。	(8) 別記2によるものであること。	(8) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(11) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(9) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(9) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(12) 盛土及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。	(10) 別記2によるものであること。	(10) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(13) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(11) 別記2によるものであること。	(11) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				

(3) 道路等のり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	10. その他の施設					
	(1) 打球が道路等に飛来するおそれがある場合については、防球ネット等を設置すること。	(1) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(4) (1)による河川及び水路の改修ができない場合は、別記1による調整池を設置すること。	(2) 認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、幹線道路の認定道路への取付けは、幹線道路の認定道路の施設に流入しないよう措置すること。	(2) 産業廃棄物による埋立については、松崎町廢棄物の最終処分場に関する指導要綱(平成3年松崎町要綱第3号)によること。				
(5) 施行区域内にある河川及び水路を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過流量の1分の1に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(3) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。	(3) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(6) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、原則として、当該流域は、1.0ヘクタール以下であること。	(4) 原則として、施行区域外の流域を含まないこと。	(4) その他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(7) 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置すること。	(5) 別記2によるものであること。	(5) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(8) 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置すること。	(6) 地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、別記2による沈砂池を設置すること。	(6) 公共物として機能を消失しない道路(公園上の赤道)を造成により改廻すること。				
(9) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(7) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(7) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地になるときは、原則として、当該道路を廃止しないこと。				
(10) 盛土及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。	(8) 别記2によるものであること。	(8) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(11) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(9) 别記2によるものであること。	(9) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(12) 盛土及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。	(10) 别記2によるものであること。	(10) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				
(13) 盛土のり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を堆積又は永久構造物により被覆すること。	(11) 别記2によるものであること。	(11) 他の施設による埋立については、その施設の内容により1から9までに掲げる施設の個別基準に準ずるものであること。				

流量計算：調整池設計基準

1. 流量計算

ピーク流量の算定は次式によるものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

(……底山係数 (施行区域内外は 0.9 を標準とする)

r ……到達時間内の 1 時間降雨強度

A ……流域面積 (ヘクタール)

2. 調整池設計基準

(1) 計画基準

調整池の洪水調節方式

調整池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とする。

洪水のピーク流量の算定方法

洪水のピーク流量は、ラショナル式によるものとし、次式により算定する。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A \quad (\text{前出参考})$$

3. 洪水到達時間

（流入時間）と流量計算地点までの河道を流れ下る時間 (流下時間) の和とする。

(2) 流出係数

流出係数は、雨発前の状態については、調整池の計画地点、流域の地盤の状況、流域面積の大さき等を考慮して適切な値をとるものとし、開発後の状態については 0.9 を標準とする。

オ 計画対象降雨

調整池の洪水調節容量を算定するために用いる計画対象降雨については、「下表 1」による降雨強度～降雨時間曲線 (以下「確率降雨强度曲線」という。) によって求めるものとする。
力 洪水調節容量の算定方法

(ア) 施行区域の面積が 50 ヘクタール未満で到達時間が 30 分以内の場合、洪水規模が年超過確率で 50 分の 1 以下のすべての洪水について施行後ににおける洪水のピーク流量の値を調整池下流の能力の値まで調節する場合の調整池の調節容量は、次式で求めるものとする。

$$V = (r_i - \frac{r_c}{2}) 2t_i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

ここで、

V = 必要調節量 (立方メートル)

f = 施行後の流出係数

A = 流域面積 (ヘクタール)

r_i = 1 / 50 確率 1 時間降雨強度 (126 ミリメートル/時間)

r_c = 下流無害流量に対応した降雨強度

t_i = 継続時間 (30 分)

(例) 流域面積 10 ヘクタールの場合は原則として下記の方法による。 (f = 0.9, r_c = 30 ミリメートル/時間の場合)

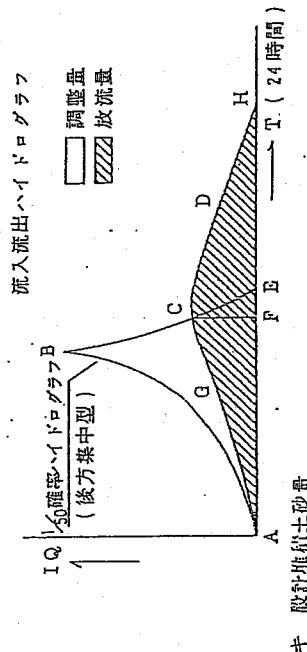
$$V = (126 - \frac{30}{2}) 2 \times 30 \times 60 \times 0.9 \times 10 \times \frac{1}{360} = 9,990 \text{ 立方メートル}$$

(1) ア以外の大規模土地利用事業の場合

洪水規模が年超過確率で 50 分の 1 以下のすべての洪水について施行後ににおける洪水のピーク流量の値を調整池下流の能力の値まで調節するとした場合の調整容量の算定は、以下の手順によるものとする。

a 計画降雨強度より調整池に流入するハイドログラフの算出

b 敷設の放流施設を仮定して洪水調節容量計算を行ない下流許容放流量以下に調節しある放流施設を求める。

調整池の設計用土砂量
調整池の設計用土砂量は、砂防関係強制基準によるものとし、工事施設中の土砂を別途算入するものとする。

(2) 排水基準

原則として、コンクリート構造とする。(コンクリートダムについては、河川監理施設管轄令を転用のこと。) やむを得ず、フィルタードамとする場合は次によること。

ア ダムの型式

ダムの型式は均一型を標準とするが、適當な材料が得られる場合にはゾーン型としてもよい。

イ ダムの安定

フィルタイプダムは、ダムの安定に必要な強度及び水密性を有しなければならない。

ウ ダムの基礎地盤

(ア) ダムの基礎地盤は、前号のダムの安定性を確保するために必要な強度及び水密性を行なうものとする。

(イ) ダムの安定上必要があれば、基礎地盤の処理、十分な排水能力を持ったドレンの設置などを行ななければならない。

エ 基礎地盤調査

基礎地盤の土質、地盤構成等の状態を把握するため、ダムサイト附近に3箇所以上のボーリングを施さなければならない。ただし、既開延資材がある場合は、この限りでない。

オ ダムの材料

ダムに用いる土質材料は、あらかじめ試験を行い、安定性の高い材料であることを確かめなければならない。

カ ダムの形状

(ア) ダムの形状は、ダムの高さ、ダムの材料及び基礎地盤の性質を考えて、すべりの生じないよう決定するものとする。

(イ) ダムの斜面こう配は、下表2に示す値より緩やかなものとする。ただし、基礎地盤の軟弱な場合には、安定計算を行い、安定の検討を行うものとする。

(ウ) ダムの高さは、15メートル未満とすること。

キ のり面など

(ア) ダムの上流側のり面は、波浪、雨水などにより侵食されないように、石張、捨石、粗朶張、芝張などの処理を施し、また下流側のり面は、雨水及び浸透流によって侵食されないよう石張、芝張などの処理を施すものとする。

(イ) ダムの堤頂は、幅4メートル以上とし、表面は侵食などに対して安全なようにして表面保護の処理を施すものとする。

(ウ) ダムのり面には、高さ5メートルごとに幅3メートル以上の小段を設け排水施設を設置するものとする。

ク 余 盆

ダムには堤体及び基礎地盤の沈下を見込んで余盛を行なうものとする。

標準余盛割

堤 高	余 盆 高
5メートル未満	40センチメートル
5メートル以上10メートル未満	50センチメートル
10メートル以上	60センチメートル

- (ア) 調整池には、洪水を処理し、貯水位の異常な上界を防止するため自山越流式余水吐を開けるものとする。
- (イ) 調整池には、当該調整池流域またはその近傍流域の雨量、流量及び比流量等から算定しある該調整池地点の最大流量を放流しうるものとする。
- (ウ) その放流能力は、100年に1回超るものと算定される当該ダム直上流部における流量、またはすでに測定された雨量、水位、流量等に基づいて算定された当該ダム直上流部における最大の流量の、いづれか大きいものの1.5倍以上の流量を放流できるものでなければならない。
- (エ) ダムの非越流部天端標高は、(イ)に規定する流量を流下させるのに必要な水位に60センチメートルを加えた高さ以上としなければならない。

コ 余水吐の構造等

- 余水吐は、前号によるほか、次に定める機能及び構造をもつものとする。
- (ア) 流入水路は、平面的に流れが一様で、かつ流水に乱れを生じないようにする。
- (イ) また、流水、匯合によって閉塞しないような構造とし、土砂の流入、あるいは洗刷を防止するために水路流入部周辺を保護するものとする。
- (ウ) 越流は舟車越流方式とし、ゲートその他放流盤を人為的に調整する装置を設けてはならない。
- (エ) 流出部は、幅が2メートル以上の長方形断面開水路とし、流れが亂れないよう線形は直線とし、水路幅の変化あるいは水路側面勾配の急傾はさける構造とする。
- (エ) 余水吐水端の下流水路との接続部には、減勢工を設けて、余水吐から放流される流水のエネルギーを減勢処理しなければならない。
- (オ) 余水吐は良質な地山地盤に設置するものとし、さらによく不等沈下や浸透流が生じないよう施工上十分な処理をしなければならない。

- (ア) 流入部は、土砂が直接流入しない構造とし、流水、匯合等によって閉塞しないよう考慮しなければならない。
- (イ) 放流施設には、ゲート、バルブなどの水位、流量を人為的に調節する装置を設けてはならない。
- (エ) 放流施設には、放流管設計流量を安定に処理できるものとし、次の条件を備たす構造とする

- (ウ) 放流管は、放流管設計流量に対して、のみ口部を除き、自由水面を有する流れとなる構造とする。
- (エ) 放流管は、地山地盤内に切り込んで設置することを原則とし、外川や干等沈下に対して

十分に耐え、管内からの漏水及び管外の浸透流の発生を防止できる構造とし、施工上においても十分の処置をしなければならない。

(3) 施工及び管理基準

ア 盆池の施工

(ア) ダムの胸牆は、盤土に先だって雑草、樹木の根、骨材を含む表土及び雑物等を除去しなければならない。

(イ) 鮫斜面に盛土する場合は、段切を行わなければならぬ。

標高は、最小高さ50センチメートル、最小幅1メートルとする。

(ウ) まき出し厚さ、転用敷及び転用回数は、施工に先立ち構築盤上あるいは土質試験により定めなければならない。

ただし、高さ5メートル以下の場合は、盛土材料が良質の場合、下表により施工することができるものとする。

機械	板	まき出し(厚さ)	総箇め回数
ブルドーザー(15トン以上)	30センチメートル	8回以上	$r = \frac{136.62}{[k + 5.34]}$
ダイヤローラー(15トン～20トン)	30センチメートル	6回以上	$r = \frac{454.1}{[k + 4.34]}$

(エ) ダムの施工は、出水期をさけて行わなければならない。

品質管理

施工中は原則として必要な現場試験を行わなければならない。

維持管理

完成後のダムの安定及び調節地の機能を確保するため、維持管理を完全に行わなければならない。

防災調節池は、完成後の維持管理が最も重要なことであるので、管理者は次の事項について十分配慮しなければならない。

(ア) 巡視は、洪水期2回／月、非常水期1回／月及び緊急、地震等の直後に行うこと。

(イ) 堤体は毎年算削を行うこと。

(ウ) 出水時には監視体制をとること。

(エ) 巡視に当たっては、次の項目を確認すること。
堤体の破損、堤体の排水不良、調節池前の崩壊、放流施設の堆砂、調節池内の淤泥堆砂、ゴミ等。

巡視結果は、巡視報告書に記載するものとし、巡視報告書としては、日报形式を併めておくことが好ましい。

(オ) 异常が認められた時は、速やかに所要の処置を講ずるとともに市町村に報告すること。

（下表1）流量計算による降雨強度

表-1 調整池(A)

50年確率短時間降雨強度		
到達時間 分	降雨強度 ミリメートル／時間	到達時間 分
10	161	1
20	139	2
※ 30	126	3
60	104	4
90	92	6
120	84	8
150	78	12
180	73	24

$$r = \frac{136.62}{[k + 5.34]}$$

$$r = \frac{454.1}{[k + 4.34]}$$

* 到達時間が30分以内の場合は、 $i = 30$ 分として計算する。

表-2 調整池(B)

50年確率長時間降雨強度		
到達時間 分	降雨強度 ミリメートル／時間	到達時間 分
1	84.4	1
2	71.2	2
3	61.5	3

$$r = \frac{2320}{[k + 7.524]}$$

$$r = \frac{2232}{[k + 0.189]}$$

表-3 下流域下能能力検討

1/4確率短時間降雨強度		
到達時間 分	降雨強度 ミリメートル／時間	到達時間 分
10	67	10
30	39	30

$$r = 191$$

$$r = 135$$

$$r = 102$$

$$r = 120$$

$$r = 73$$

$$r = 180$$

$$r = 59$$

表-5 流出係数一覧表

(1) 施行区域内 $\gamma = 0.9$ を標準とする。

(2) 施行区域外

流域の状況		γ の値	流域の状況	γ の値
急峻なる山地		0.75 ~ 0.90	灌漑中の水田	0.70 ~ 0.80
三級層山岳		0.70 ~ 0.80	山地河川	0.75 ~ 0.85
起伏のある土地及び樹林		0.50 ~ 0.75	平地小河川	0.45 ~ 0.75
平坦なる耕地		0.45 ~ 0.60	流域の半ば以上が平地である大河川	0.50 ~ 0.75

(1) 流出土砂量の推定

流出土砂量の推定は下表による。

1. 流出土砂		地盤の状態	1ha当たり流出土砂量 (m ³ /年)	厚さ (mm)
裸地・荒廃地等	20~40			
皆伐地・原地等	15			1.5
沢・伏地	2			0.2
普通の林地	1			0.1

(注) 1 工事によりかき起こした面積及び盛土、捨土部については裸地に換算する。

2 完全な排水施設を備えた芝生等は林地に準ずる。

3 その他は実態に応じて判断する。

4 生産土砂量は作業工組表を作成し、これに基づいた工事期間を算定する。ただし、

4カ月以下は一様に4カ月として計算する。

(2) 工事による流出土砂の処理基準

- (ア) 崩山土砂については、可及的に各部分で抑止するようになり、人家・その他公衆的施設の近くでは5年分以上、その他については3年以上の土砂貯留施設を設ける。(調査地兼用施設は5年以上の土砂流出を見込むこと。)

- (イ) 土砂場における捨土の表面は、崩壊・流出等の起こらないよう盛土の表面を安全に維持する施設(排水工・水路工等)を整げる。
- (ウ) 砂防施設の施工は、他の施設の施工に先立つて行うこととし、施工にあたっては、処理中の土砂が降雨に際して水を含めなどして、土石流等を発生しないよう特に土の疊層所、雨水の処理部に留意する。

(3) 流出土砂の計算例

表水面積Aの林地である流域において、 a の部分を工事により地表のかき起こしを行い、工事期間4カ月、工事後は林地にもどるものとする。 b は林地よりそのまま草地になるものとする。

a の工作期間中産出土砂量

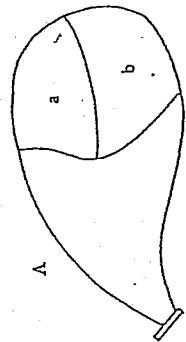
$$2 \text{ ha} \times 300 \text{ m}^3 \times \frac{4 \text{ カ月}}{12 \text{ カ月}} = 200 \text{ m}^3$$

草地と林地との流出土砂量の差

$$\left. \begin{aligned} a &: 2 \text{ ha} \times (15 - 1) = 28 \text{ m}^3 \\ b &: 3 \text{ ha} \times (15 - 1) = 42 \text{ m}^3 \end{aligned} \right\}$$

$$5 \text{ 年間では } (28 + 42) \times 5 \text{ 年} = 350 \text{ m}^3$$

従って、(200 + 350 = 550 m³) 以上の土砂貯留施設を設ける必要がある。



$$A = 10 \text{ ha} \quad (a + b を含む)$$

$$a = 2 \text{ ha}$$

$$b = 3 \text{ ha}$$

* その他に履堤工の残土分を見込むこと。

2. コンクリート堰堤設計基準

(1) 計画洪水流量および水通し幅

計画洪水流量は調整池設計基準の流量計算による。

$$(Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A \text{ 立方メートル/秒}, f: 流出係数, r: 到達時間内の 1 時間降雨強度 126 ミリメートル/時雨, A: 流域面積ヘクタール)$$

ア 堤高 1.2m、底面勾配 1/2、底面形状直角三角形、底面積 100 m²、流出係数 1.0、到達時間 1 時間

イ 堤高 1.2m、底面勾配 1/2、底面形状直角三角形、底面積 100 m²、流出係数 1.0、到達時間 1 時間

計画流量 (m ³ /sec)	余裕高 (h・m)
200 n ³ /sec 未満	0.60 m 以上
200 ~ 500 "	0.80 "
500 ~ 2,000 "	1.00 "
2,000 ~ 5,000 "	1.20 "

(2) 堤堤水通し断面の決定

断面形が梯形の場合、接近速度を無視すれば、

$$Q = \frac{2}{15} \alpha \cdot h \cdot \sqrt{2gh} \cdot (3B_0 + 2B_1)$$

Q : 計画流量 (m³/sec)

α : 越流係数 (0.6)

h : 絶流前の越流水深 (m)

h_0 : 余裕高

B_0 : 水通長 (底幅 (m))

B_1 : 水通長 (上幅 (m))

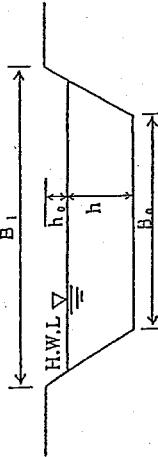
g : 重力の加速度 (m/sec²)

$\alpha = 0.6$ 両法を 5 分 $g = 9.8 \text{ m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 0.71 h) \times h^{\frac{3}{2}}$$

$\alpha = 0.6$ 両法を 1 割 $g = 9.8 \text{ m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 1.42 h) \times h^{\frac{3}{2}}$$



(注) 下流の浸漬を考慮して水通し幅を決定するものとし、越流水深は 2 m 以下になるよう計画する。

※堰堤は、コンクリート構造を原則として、「河川砂防技術基準」に基づく砂防堰堤程度の構造とする。また、堰堤高は 15 m を原則とする。

(3) 堤 堤 断 面

- ア 船側に対し安定であるために、自重及び外力の合計が底部の中央 1/3 点に入ること。
- イ 滑動に対し安定であるために、ダム内部のいずれの部分でも作用する力に摩擦抵抗を乘じたものより摩擦抵抗力の方が大きいこと。
- ウ 内部応力及び地盤支持力が許容範囲内にあること。
- エ 越流水深を考慮すること。
- オ 堤堤前面 2 分、単位延長質量 1,200 kg/m³、コンクリート重量 2,350 kg/m³ とすること。
- カ 砂防堰堤と調節池を兼用する場合には、地盤力、揚圧力を考慮し、十分安全性を検討すること。

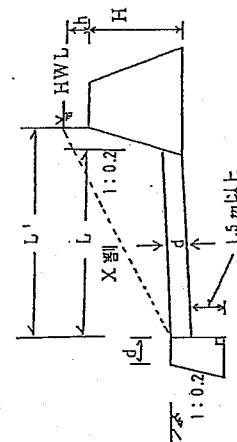
(4) 水印工の長さ(単位・m)

右図破線の勾配

ダム工……1割5分

床固工……2割

潜堤(計画水深が有効落差より大きなもの)……3割



(5) 基礎水印厚(d)

H.(基堤高)	d(水印厚)	H(基堤高)	d(水印厚)
~5 m 未満	0.8 m	13~15 m	1.8 m
5 ~ 8 m	1.0 m	15~18 m	2.0 m
8 ~ 10 m	1.2 m	18 m以上	3.0 m
10 ~ 13 m	1.5 m		

(注) 塙石の大きい場合は、上位ランクをとること。

(6) 床固水通し断面及び流路工断面

マニシング公式 $V_0 = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ (潜水流速 m/sec)

$$V = \frac{r_0}{r_0 + \alpha (r_1 - r_0)} V_0 \quad (\text{土石を含む流速 m/sec})$$

n : 粗加減係数
R : 深さ (m)

r : 距離 (m)

I : 計画河床勾配

r₁ : 距離の比直 2.6程度r₀ : 潜水の比直 (1.0)

α : 混入率 (0.2以上)

$$\therefore Q = A \cdot V \quad (A: \text{断面積})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{潜水流速 } V_0 \text{ は } \text{クッターワー式 } (V_0 = \frac{N \cdot R}{D + \sqrt{R}}) \text{ で求めてもよい。} \\ \text{潜水流速 } V_0 \text{ は } \text{カーティン式 } (V_0 = \frac{N \cdot R}{D + \sqrt{R}}) \text{ で求めてもよい。} \end{array} \right.$$

(7) 床固工基準

天端幅の取り方

越流水深	0.5m	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m	3.0m
天端幅	1.0m	1.2m	1.5m	1.8m	1.0m	2.0m
水印厚の取り方	(越流水深) + (有効落差)	3.0m未満	3~5m	1.0m	5.0m~	1.2m

(8) 設計上の留意事項
ア 基 堤 (本堤)

- (ア) ダムの方向……水通し中心点において計画箇所下流心線に直角とする。
- (イ) 天端幅 (b) ……Hが5~10mの場合 b=1.8m, Hが10m以上の場合 b=2.0mを標準とするが、大転石の落下が予想される場合、上位ランクをとること。
- (ウ) 基礎根入れ……地質及びダムの高さにより異なるが、岩盤で1.0m以上、砂礫層で2.0m以上とする。
- (エ) 基 勾 配……計画河床勾配と同程度またはそれ以上、最低1/20以下にはしないこと。
- (オ) 基の両岸へのかん入深さ……岩盤において1.0~2.0m、土砂の場合は2.0~3.0mを標準とする。なお、袖の最小天端幅は1.0m以上とする。
- (ケ) 計画堆砂勾配……施工前の実験勾配の1/2を標準とする。
- (サ) 水 放……0.6倍度の円形が多くとられている。最上段の水抜きは水通し天端より2m程度下げる、各孔は縦方向に重ならないようにする。
- (タ) 両詰及び埋戻し……地盤が岩盤の場合は、基礎及び両詰ともコンクリートで元の岩盤まで埋戻す。
- 地盤が岩盤以外の場合、左詰部は鋼製土砂で削戻し、右詰かん入部余掘部分は鋼石又はコンクリート等で元の地盤線に準じて施工し、左岸の上部は石張、右岸は土羽等によりそれぞれ元の地盤線に準じて埋戻す。

- (ケ) 残 土……堰堤上流へ処理するか、浸流外へ処理のこと。
- (コ) 堤 名 板……施工年度・高さ・長さ・事業者・工事施行者名を明示のこと。
(黒御影石製等とする。)

- 大きさ**
- 堰堤高 10m以上50×70cm
n 10m未満40×55cm
- 流路工の床開工 25×35cm
- (ア) 基 高 (堤側)
さ……側壁堤岸の高さは、下流端では垂直壁の側天端に取付け、上流に向
って天端を水平以上とする。
- (イ) 基 腹 壁 ……水門基礎と同高とし、平面位階は、ダムの越流水が落下する位置よ
り後退させる。
- (ウ) 厚さ及び勾配 ……天端厚0.5m、裏法5分、裏法3分勾配で施工する。なお頂水があ
る場合には水抜管として外径6cm、厚2mmの低質化ビニール管を
2mに1ヶ所以上の割合で設ける。
- オ 床 工 事 (ア) 基 高 さ……2m以外とし、越流水深を含め総落差3.0～3.5mが限度である。
高さが3.0～3.5m以上を必要とする場合は、階段状に計画するのが
適当である。
- (イ) 天 端 幅 ……流量、流下土砂の粒径に応じ決定されるが、一般に1.0または1.2m
とする。 (ア) 床工基準参照
- (ウ) 断 面 ……下流勾配を2分、上流側は垂直とする。
- 3 挖込沈砂池設計基準
- (ア) ブロック倒施工……コンクリートの吸縮を考えて分割長は7.5～15m程度とする。ブロ
ック間は漏水防止及び伸縮を考えて止水板でつなぐ。止水板
(J I S C C型300×7等)は裏法に平行で裏法面から0.5～1.0m
程距離す。
- (イ) コンクリートの強度……床面・側面・堤頭・埋戻しコンクリート・水押垂直壁等は164A以上
とする。
- (注) 164A…… $\Sigma 28 = 160 \text{kg/cm}^2$ 最大粒径40mm・スランプ5cm
- イ 堤 壁 (垂直壁)
- (ア) 基 高 さ……天端は浸水よりも高めないことを原則とする。
- (イ) 水通し断面……本堤と同じ断面とする。
- (ウ) 天 端 幅 ……水押厚と同じとする。
- (エ) 基礎の根入れ……水底より、1.5m以上下かりとする。
- (オ) 塗 ……側は必ず設け、本堤に同じ両端に取付け、洪水に際し絶対に越流さ
せないこと。勾配は水平とする。
- (カ) 沈 堆 防 止……前面の埋戻しは段土巾の砾石を行うこと。必然に応じ垂直壁
の先にコングリートブロックを連結する。
- ウ 堤 壁 (水押)
- (ア) 基 勾 配 ……水押天端を延直壁の水通し天端と同高とし、これを接続して水平と
するのが普通である。
- ただし、堤に勾配が非常に急な場合には、ダムの基礎張入れが深く
なるため勾配をつれる。その場合、水押勾配は1/10以下とする。
- (イ) 基 壁 の 深 さ 沈砂物の深さは、排水を考慮して1～2.5mとし、有効水深は潮流現象を防ぐため1m以上
とする。
- (ア) 沈 砂 物 の 壁 高さ 1m
1～2.5m
- 常時有効水深を1m以上確保するように沈砂物は排除のこと。

(4) 沈砂池の池底勾配
沈穢物の排除を考慮し、排水口に向って $1/200 \sim 1/300$ とする。

(5) 沈砂池の材質等
側壁の崩壊防止を特に配慮すること。また、側壁は流水が直接流入しないように地盤面より高くすること。

(6) 沈砂池の容量等
使用としむんせつを交互に行う場合は、原則として二系列以上とし、一系列の大きさは流出土砂量の1カ月分以上又は工事後流出係数が元の値に及ぶまでに流出する土砂量以上とする。

(7) 沈砂池の余水吐

越流しないように、Qの1.50倍以上とし、幅2m以上の矩形明水路とする。

$$(Q = \frac{1}{360} f \cdot r \cdot A \text{ m}^3/\text{sec} \quad f : \text{流出係数 } 0.9 \quad r : \text{面積 } 135 \text{ mm}^2/\text{ha} \quad A : \text{集水面積 } \text{ha})$$

(8) 沈砂池の位置

風向と水流方向を合わせ、建物や樹木の風下になきように配慮のこと。

(9) 計算例
面積1haの表土を取り扱地とする。

① 二系列の場合

ア 流出土砂量の想定 $V_1 = 300 \text{ m}^3 \times \frac{1}{12} \times 1 \text{ ha} = 25 \text{ m}^3/\text{月}/\text{ha}$
イ 工事が終了後～綠化までの流出土砂量の想定 $V = (15 - 1) \times 5 \text{ 年} \times 1 \text{ ha} = 70 \text{ m}^3$
(工事が終了後草地(15m²/ha)に限り、5年間で元の地表(1m²/ha)になるとすれば)
ウ 沈砂池の幅を3.0m、長さを15m、深さを1.0mとすれば

$$\text{沈砂池の容量: } u = 3.0 \times 15.0 \times 1.0 = 45 \text{ m}^3$$

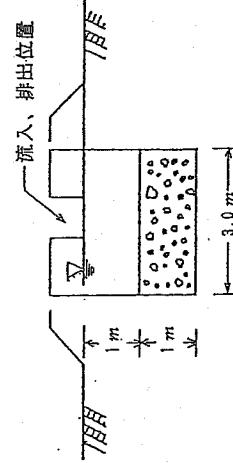
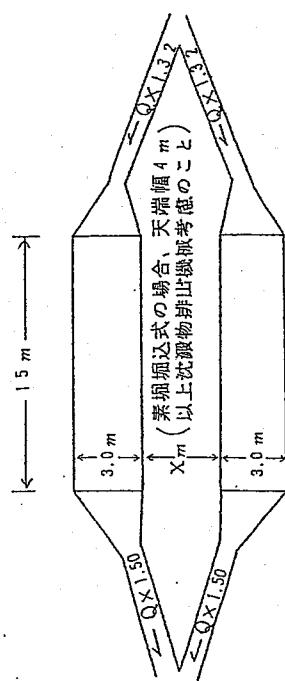
二系列とすることで $V_2 = u \times 2 = 90 \text{ m}^3 / 70 \text{ m}^3 \text{ OK}$

② 調整地施用の場合

ア 流出土砂量の想定 $V_1 = 300 \text{ m}^3 \times \frac{4}{12} \times 1 \text{ ha} = 100 \text{ m}^3/\text{月}/\text{ha}$ 以上 (4カ月に1度放課する)
とすれば) 4カ月以上の容量を確保する。

イ 工事が終了後～綠化までの流出土砂量の想定 $V = (15 - 1) \times 5 \text{ 年} \times 1 \text{ ha} = 70 \text{ m}^3$
(工事が終了後草地(15m²/ha)に限り、5年間で元の地表(1m²/ha)になるとすれば)
ウ 沈砂池を100m³以上確保しておけば工事が完了後の必要容量も確保できる。
 $100 \text{ m}^3 > 70 \text{ m}^3 \text{ OK}$

① 二系列の場合



(6) 沈砂池の容量等

(7) 沈砂池の余水吐

(8) 沈砂池の位置

(9) 計算例

① 二系列の場合

ア 流出土砂量の想定

イ 工事が終了後～綠化までの流出土砂量の想定

ウ 沈砂池の容量:

二系列とすることで

ア 流出土砂量の想定

イ 工事が終了後～綠化までの流出土砂量の想定

ウ 沈砂池を100m³以上確保しておけば工事が完了後の必要容量も確保できる。